

アジア地域主義における主権規範と人権規範：その 受容・競合・複合化

大賀，哲
九州大学大学院法学研究院准教授

<https://doi.org/10.15017/22984>

出版情報：政治研究. 58, pp.25-57, 2011-03-31. 九州大学法学部政治研究室
バージョン：
権利関係：

アジア地域主義における主権規範と人権規範

——その受容・競合・複合化——

大賀 哲

- 序章 「主権なくして人権なし」という命題の東アジアにおける意義
- 第一章 本稿における理論枠組みと方法
 - 第一節 規範の競合化と複合化
 - 第二節 規範の翻案と編集―拘束性、弾力性、分節性
 - 第三節 規範形成のダイナミズム
- 第二章 主権規範と人権規範の形成過程
 - 第一節 フェーズⅠ―規範の受容／翻案（一九五〇年―六〇年代）
 - 第二節 フェーズⅡ―規範の受容／編集（一九七〇年―八〇年代）
 - 第三節 フェーズⅢ―規範の競合／分節化（一九九〇年代）
 - 第四節 フェーズⅣ―規範の複合化／翻案（一九九〇年代後半―二〇〇〇年代前半）
 - 第五節 フェーズⅤ―規範の複合化／編集（二〇〇〇年代―）
- 終章 主権規範と人権規範―域内と域外の論理

序章 「主権なくして人権なし」という命題の東アジアにおける意義

本稿は、東アジアにおける主権と人権の緊張関係を「規範」形成過程として再検討し、アジア地域主義における主権規範と人権規範の交錯を「規範の受容・競合・複合化」の観点からアプローチすることを趣旨としている。近年、人道的規範や人権意識の高揚に伴って、国家主権が相対化され変容を迫られている、と盛んに論じられている。それは長らく内政不干渉規範によって守られてきた東アジアにおいても例外ではない。しかしながら、かかる規範的な議論が、しばしば人権規範の「前進」と主権規範の「後退」とを一括りにして、尚且つその歴史的経路や地域間の異同を宙吊りにして展開されている傾向があることは否めない。すなわち主権と人権の相克という問題設定の中で、内政不干渉規範の拘束力低下と人権規範の受容・拡大とが無媒介に前提とされ論じられる傾向が強いが、両者の関係は必ずしも整合的ではない。また地域ごと、問題領域ごとに特定の偏差があることも否定できない。

とりわけ東アジアにおいて、その傾向は強いのではないだろうか。確かに内政不干渉の規範的拘束力は低下しているし、人権意識の高揚には目を見張るものがある。しかし、両者は必ずしも正の相関にあるわけではないし、前者を従属変数／後者を独立変数とする単線的な因果関係―後者を原因とし、前者をその結果とする図式―で捉えられるものでもない（また後述するように主権と人権の間にはある種概念上の相関性―主権なくして人権なし、逆もまた然り―が認められるのであるから、これを単線的な因果関係で捉えることはできない）。すなわち、ここで主権規範と人権規範の緊張関係が、アジアという具体的な「場」において如何なる意味を有し、如何なる偏差を持つものであるのか、ということが検証されなければならない。周知のように、東アジア地域主義研究ないしはASEAN研究においては、既に膨大な先行研究が、ASEANの特殊性や特異性を析出することに成功している¹⁾。しかし、主権と人権の緊張関係という問題領域を踏まえた場合、規範論的な問題意識は総じて低い。つまり、アジア地域主義形成の文脈に即して、欧米型の人権言説に対する防波堤としてアジアの特殊性やアジア的価値を強調する傾向が強く認められるが、主権言説と人権言説の緊張関係の中で、言うなればアジア的な規範の様相がどのように構成されているのか、その体系的な俯瞰図を描くと

いう姿勢は希薄である。

言い換えれば、従来のアジア地域主義研究は、アジアの「特殊性」を重視するあまりに主権規範と人権規範に付随する「規範性」をあまりにも等閑に付してきた。では、これに対して、主権と人権の様相を規範的に考察するアプローチが望ましいのかと言えば、それも若干ミスリードである。なぜならば、主権と人権の諸規範については、よく知られた二つの立場―すなわち、国家主権を相対化し人権言説の普遍化を唱える「欧米人権言説」と、国家主権や内政不干渉を強調することで人権の「政治」言説化を阻止しようとする「アジア的価値」の立場―が併存している。主権と人権を規範的に論じようとする姿勢はともすると、かかる二つの立場のいずれかを極大化し、「人権か、主権か」という誤った二項対立を我々に迫る傾向がある。また言うまでもなく、ここには、ヨーロッパが主権を乗り越え、国境を越えた人権の確立をなし得ようとしているとき、アジアは相も変わらず国家主権を固守しているというオリエンタリズムの視角を密輸してしまう危険性を常に孕んでいるし、逆に欧米の人権言説に対してアジアの特殊性を論じる立場はその性質上オリエンタリズムを単に転倒させただけのオクシデンタリズムに帰着する傾向を持っている。³⁾ 言い換えれば、本稿はアジアの特殊性ばかりを強調し、主権と人権の規範的側面を捨象するような研究態度に与することはできないが、さりとて一足飛びに主権と人権の規範理論的研究設計に即座に飛びつくこともできない、という立場に立脚している。

したがって、こうした問題群に接近するにあたり本稿が着眼するのは、規範理論 (normative theory) ではなく「規範についての理論 (theory about norms)」である―通常両者はひどく混同されている。⁴⁾ つまり、東アジアにおいて主権と人権が如何にあるべきかという―まさにそれ自体規範的な―問題提起は本稿の対象ではなく、寧ろ本稿が問題とするのは主権と人権という規範がどのように受容され、定着し得たのかという規範の「形成過程」である。具体的な事象で言い換えれば、東アジアにおけるアジア的価値や内政不干渉規範の様相が国際規範として望ましいか否かという評価は本稿では検討対象とはせず、寧ろかかる規範の形成過程を本稿では対象とする。

ではなぜ規範理論ではなく、「規範についての理論」を追求する必要があるのか。ここでは前者に対しての後者の優位性―なかならず、アジアにおける主権規範／人権規範の緊張関係の中で「規範についての理論」の方法論上の有効性

―を示す必要があるが、かかる考察を行なうに先立ち、主権と人権の相互関係についてきわめて秀逸な問題提起を行なっている井上達夫の議論をひとつの例示として検討しておく。なぜならば、井上の議論は、主権と人権を規範的に考察することの意義と限界を暗示しており、本稿の方法論的な構えを定位する上で極めて有益な代理指標を提供しているからである。

井上に拠れば、主権と人権の間には一定の「内的連関」が認められるという⁽⁵⁾。一方で主権と人権の間には一定の相同性が存在しており、国際法における形式上の主権平等という概念は、国内法における個人の平等な権利という公準を概念的に投影したものである⁽⁶⁾。他方、人権は主権を補充すると同時に、主権は人権を政治的に保障している。主権国家の形成過程においては、教会やギルドといった中間団体の不在から、国家が直接的に個々人の人権保障を制度化することが要請され、様々な社会的権力による差別や抑圧から個々人の人権を保護するためには国家主権の介入が必要不可欠であった。その上で井上は欧米の短絡的な「主権否認論」とアジアの「アジア的価値論」の誤謬性を看破している。すなわち、主権と人権は相互補完の関係にあり、「主権か、人権か」というのは誤った二分法であり、「人権なくして主権なし」という理解が肝要であると述べている⁽⁷⁾。

この議論は既に紹介した二つの立場―「欧米人権言説」と「アジア的価値論」―に対しての極めて強力な反証として機能している。すなわち、主権を等閑視して国境を越えた人権の優位性を弁証することも、国家主権を理由にしてある種の人権の抑圧を正当化することもできない、という点が規範的に示唆されている。

しかしながら、かかる議論は確かに主権規範と人権規範のあるべき処方箋を提示しているものではあるが、にもかかわらず、アジアの諸国家は何故主権に拘り続けるのか、という素朴な問いに回答を与えることができない。すなわち、アジアの文脈性―とりわけ主権と人権の均衡をとりつつも、原則としての主権尊重（または内政不干涉規範）を掲げることを企図するアジアの政治言説群―を意識するならば、アジアにおける言説戦略は、主権と人権の論理的連関性を意識しつつも、その上で（井上の命題を転倒させたかたちで）「主権なくして人権なし」という主張を固守しているということになる。言い換えれば、ある程度の文脈性を切り落とした規範理論的な弁証は、主権と人権の相互連関性を論拠と

し、「主権のみに執着する勿れ」と言うことはできても、その論理的妥当性にも拘わらず、なぜアジアの国々が主権に執着するのかという点が分析上の死角となる。また、人権は他の政治概念と同様に「時代と地域の産物」なのであるから、地域の文脈を等閑視して、これを肯定或いは否定することはできないはずである。したがって、かかる主権規範への執着が如何なる経路において行なわれ、如何に正当化されているのかを詳らかにすることが本稿の主眼とするところであり、このことが規範理論ではなく「規範についての理論」に本稿が立脚している所以である。

すなわち、主権と人権の規範理論的な考究に先立って、主権や人権という言葉が如何なる文脈に基づいて、如何なる経路で作動しているのかという点を―アジア地域主義の文脈に即して―検討することがまずは必要である。これを踏まえるならば、アジアにおいて主権と人権を規範の観点から捉え、それを「規範についての理論」として再構成することで照射される視角としては以下の三点が考えられる。

第一に、ヨーロッパで生まれた規範が非ヨーロッパ（アジア）において如何なる意味を持つのか、という規範の「地域偏差」という視角である。⁹すなわち、主権も人権も（歴史的には）ヨーロッパで生まれた規範であるが、それがアジアにおいてどのような意味を持つのかという「文脈の移動性」¹⁰の問題を検討するためには地域的文脈を精査する必要がある。

第二に主権規範と人権規範を生み出したヨーロッパという文脈の「相対化」という視角である。人権規範（ないし人道的規範）の拡がり、と主権規範の揺らぎ（人道的介入論と「保護する責任」など）は確かにある程度は対応している。しかし、両者を容易く等置することはできない―にも拘わらずかかる議論は横行している。すなわち、「内政不干渉規範の質的低下―主権の変容―人道的介入の実施可能性」という一連の命題群の等置は、ヨーロッパないしアメリカの世界観を過度に強調し過ぎるきらいがある。メアリー・カルドーの議論がその典型例であるが、彼女は、旧ユーゴにおける破綻国家や民族浄化の問題に着眼し、国家間の外交交渉が本来であればその国民を代表していないような単なる武装集団・犯罪者組織に交渉権を与えることになるかと痛烈に非難した上で、人道的介入の正当性を擁護している。¹¹カルドーがこうした結論に至るのは「コスモポリタニズムか、自民族中心主義か」といった誤った二分法に依拠しているからに他

ならないが、人道的介入を肯定する論理にはこうした「勸善懲惡」の論理が埋め込まれている。すなわち、自国民を虐げる邪まな権力者がいて、その権力者が内政不干涉規範を掲げて、恣意的な権力体制を正当化している―そうであるが故に人道を回復するために人道的介入は不可避である、と。しかしこれはあくまでもヨーロッパの「経験」を一般化した世界観に過ぎない。つまり「主権（の平等）」―勢力均衡原理―無差別戦争概念―とその裏返しとしての「人道的介入」―主権の変容―内政不干涉規範の質的低下―という一連の問題系は、いずれも欧州普遍主義の「枠内」の出来事であり、そのフレームワークを温存したまま他地域を評価したり判断したりすることはできないはずである。

第三にアジアにおける主権／人権の再定義における「弾力性」である。後述するが、アジアにおける主権と人権に関する言説には内と外との論理の使い分けが窺われる。すなわち、域外に対しては主権と内政不干涉規範を強調し、域内に対しては徐々に人権規範を受容するという姿勢が垣間見られる。とくにASEANでは一九九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて、域外に対しては内政不干涉規範を繰り返しながら、域内に対しては人権や民主主義を問題視する相互干渉レジームを構築させつつある。言うまでも無く、かかる規範の「弾力性」が、アジア地域主義における主権規範と人権規範の緊張関係に独特の文脈を用意している。

これら三点を踏まえるならば、アジアにおける独特の文脈を精査することなしに、一足飛びに主権と人権の規範理論を志向することはできない。主権と人権の規範変容という課題はアジアの文脈に即して考えた場合には、より根深い言説構造が存在している。周知のように、主権論や内政不干涉規範がアジアにやってきた時、それはまったく別文脈で読み込まれた。第二次大戦後に独立を獲得したアジアの国々にとって内政不干涉規範は、かつての宗主国・欧米列強の干渉を排除する規範資源として再構成されたのである。平和五原則やバンドン十原則を見れば自明であるが、主権の尊重や相互内政不干涉は、宗主国からの完全独立の保障を意味していた。アジア近代史において―少なくともアジアの新興独立国の歴史的記憶においては―、干渉してくる主体は欧米列強に他ならず、主権と内政不干涉規範の獲得―及びその関数としての「民族自決権」や「発展の権利」―は旧宗主国に対する不干渉の実質的な確立を意味していた。

確かに「主権」や「内政不干涉」を口実として国内の人権侵害を隠蔽するという事態はあり得る。しかし、それでも

拙速に「主権に先立つ人権」と言うことができないのは、文明や人道という修辭によつて途上国の主権を蹂躪してきた植民地主義の歴史があるからである。すなわち深刻な人権侵害や人道的危機に直面している脆弱な個人を国家権力から擁護しなければならぬという普遍的価値が存在する一方で、大国の権力闘争から小国の自主独立を守り抜くということも同様に国際社会の普遍性を構成する以上は、少なくとも制度上は主権と人権のどちらかに安易な優先順位を設定することは難しい¹²⁾。また前述のように国際社会における主権平等と国内社会における個人の平等は概念的な相同性を内包しているのであるから、後者を理由に前者を斥けることはできない。

もちろんASEAN方式の中にはいわゆるヨーロッパ古典外交と親和的な側面も存在する。特定の領域を実効支配する政権に正統性を付与するという国際規範、内政不干渉と主権平等の確立、そして対等な主権国家群による協議と合意による意思決定は、ウィーン体制下における欧州諸侯の国家連合と近似した構造があることは否めない。しかしアジアの内政不干渉規範についての精神史を紐解けば、既述のように反帝国主義・反植民地主義的な対抗意識が内政不干渉規範に政治的妥当性を用意していた、ということも否定し難い事実である。したがって国家主権の優位性の裏返しとして人権の優位性を導くこと―及びこれに付随してヨーロッパの一九世紀秩序の単純な反復として現代のアジアの地域秩序を位置付け、その後進性を論難すること―は、それ自体矛盾を孕んだ概念操作である。

言い換えれば、少なくともアジアにおいて問題の軸は「主権規範 対 人権規範」という対置の中には存在していないということになる。人権規範という「枠」から一方的に主権の変容を唱えるというベクトルはこうした植民地主義と反植民地主義の史的文脈を等閑に伏すことにつながってしまう。したがって、アジア独自の文脈を意識し、主権と人権という規範がどのような形成過程を経て定立されるに至ったのかをここで検証する必要がある。

かかる問題意識を受けて、本稿では主権規範と人権規範が如何なる経緯で形成されてきたのかを考察したうえで、アジアにおける両規範言説の変容過程を捉えていく。まず第一章ではかかる規範形成過程を析出する上での理論枠組みと方法論を定義し、第二章ではバンドン会議からASEAN結成を経て、最近の内政不干渉規範の見直しに至るまでを五つのフェーズに分けて、検討している。まずフェーズIでは主として一九五五年のバンドン会議を取り上げ、主権規範

が植民地主義との関係において如何に定立されたのかを検討している。次にフェーズIIではASEAN結成（一九六七年）を受けて、主権規範とその関数である内政不干渉規範が如何に制度化され得たのかを課題としている。こうした主権規範の確立は一九九〇年代以降の人権言説の台頭によつて熾烈な挑戦に曝されるが、それを考察しているのがフェーズIIIである。すなわち、フェーズIIIでは一九九〇年代におけるアジア的価値論争に代表されるアジアの政治言説に照射し、主権規範がその競合規範たる人権規範との関係においてどのように表象されていたのかを考察している。またフェーズIVでは一九九〇年代後半からのASEANの内部改革、なかならず内政不干渉規範の見直しを考察し、フェーズVでは二〇〇〇年代以降、展開されるようになったアジアにおける人権言説の隆盛に着目している。このことの趣旨は、フェーズIV、Vにおいて、主権規範がどのように人権規範を包摂しえたのか、その再構築の過程を考察することにある。最後に終章では、かかる考察を受けて、アジアにおける主権と人権の緊張関係、とりわけ域内と域外における規範言説の使い分けの様相を考察する。

第一章 本稿における理論枠組みと方法

序章において述べたように、本稿が着眼するのは、規範理論ではなく「規範についての理論」である。すなわち、前者が政治における現実の諸問題に対しての一定の処方箋を模索するのに対して、後者は諸規範が発生・競合・定着化する過程に着眼するものである¹³⁾。

ここにおいて、規範とは、当該共同体において適切であると受け入れられた行為をめぐる共通の期待を意味している¹⁴⁾。これを方法的に捉えるならば、本稿では、規範を当該規範が含意している記述の真理性からではなく、その記述の構成的適切性―言い換えるならば主権や人権といった規範が含有する内在的真理からではなく、その外在的文脈に着眼し、かかる規範が如何に構成され、如何なる条件のもとでそれが適切であると受容され得たのか―を考察課題とする。以下、規範形成についての概念を定義しながら本稿の方法論について考察していく。

第一節 規範の競合化と複合化

かかる規範の分析を行なうならば、ここで規範の「競合化」と「複合化」という事象が念頭に置かれなければならない。一方で、規範の「競合化(状態)」とは、当該規範に対してその適切性を脅かすような他規範が存在している状態を示している。本稿が対象としている人権規範と主権規範の場合、前者の伸長が後者の存立基盤を揺るがし、且つ後者を固守することが前者の享受を妨げる、という性質が一般には論じられる傾向にあるが、その場合かかる二規範は競合関係にあると言える。規範は突然現れるわけではなく通常は先行する規範が存在し、他の(先行)規範群との競合関係におかれながら付帯・定着・変容していく。つまり特定の規範の形成過程を検証するということは、それが如何なる過程で他の先行規範を凌駕し、定着化に至ったのかを検証する必要がある。他方で、規範の「複合化」とは、複数の規範が接合・折衷され新たな規範が形成されることを意味している。新しい規範は旧い規範を必ずしも克服、代替するとは限らず、新旧の規範を接合・折衷させる形で新しい規範が形成されることもある。

すなわち、このことは規範についての次の二つの特徴を示唆している。第一に、規範には大抵の場合、先立って存在する先行規範が存在する(規範の競合化)。第二に、数ある競合規範の中で特定の規範が他の規範を凌駕することによって規範の構築がおこなわれる。その場合に、規範は必ずしも先行規範を粉砕するものである必要はなく、先行規範の要素を部分的に取り入れ、新たな規範形成を行なう場合がある(規範の複合化)。

また本稿では方法論上、「規範そのもの(以下、規範概念)」と「規範についての言説(以下、規範言説)」を区別している。これは規範概念そのものを直接的に分析することはできないが、規範についての言説は検証可能であるという経験論的調査可能性(empirical researchability)の視座に立脚¹⁵⁾している、ということである。言い換えれば、規範概念とは何らかの拘束力を持ち主体の行動様式に影響を与える要素すべてを包含する概念であり、規範言説とは事実観察・問題対象の定義・比較・評価等のすべての語りを含めた規範形成の最小単位である。かかる方法論において想定されているのは、規範を言説の動態として捉えるということである。とりわけ、規範の「拘束性」と「弾力性」、と規範の「分節性」という二点がここでは照射される。

第二節 規範の翻案と編集―拘束性、弾力性、分節性

規範は一方で行為主体の行動を「拘束」するが、他方で解釈の余地、または「弾力性」を残している。すなわち、栗薫子が指摘するように、特定の規範言説が流通する過程で様々な主体が規範にアクセスし、自らのフィルターを通して規範の再定義・再解釈を行なう。言い換えれば、特定の政治的主張を正当化する規範を調達する過程で、規範は「原作者」のオリジナルな含意を離れて、「翻案・編集」される場合がある。¹⁵⁾ 上述のように、主権規範や人権規範は疑いなくヨーロッパの国家秩序を出自としているが、アジアにおける同規範の形成はオリジナルの含意を逸脱し、そこに反帝国主義や反植民地主義の含意を付加することによって成り立っている。この点に関連して言えば、大沼保昭はアジア等の第三世界における人権言説が、「植民地支配からの独立(民族自決)、貧困からの脱出、経済発展といった彼(女)らにとって最も切実な要求を、ほかならぬ「人権」という言葉で表わし、人権の枠組みで定式化しようとしてきた」という事実」に着目しているが、これは規範の「翻案」ないし「編集」の典型例であろう。

また栗栖は、「翻案」と「編集」の過程を次のように定義している。すなわち、政府やNGO等が自己の企図を正当化するために既存の規範の特定要素を付加或いは削除する行為が「翻案」であり、国連や国際機関のようにその正当性、普遍性を認められた機関が、利害関係者間の意見を調整した上で、矛盾・競合する規範との関係を加味して規範を再構成する作業―但し、そこに編集を行なう主体の志向性が反映されることは避けられない―が編集である、という。¹⁶⁾ 言い換えれば、栗栖の定義は「誰」が規範解釈をするのかという点が重視されている。本稿ではこれに対して、当該規範への再解釈が提起されている状態を「翻案」、かかる再解釈が組織的に制度化されている状態を「編集」として定義している。このことの意味は、「誰」が規範解釈を行なっているのかではなく、当該規範がどの程度、利害関係者間に妥当なものであると受入れられているのかを重視するためである(正当性・普遍性のある主体による規範が必ずしも正当化され得るといふ保証はないし、逆もまた然りであるので、ここでは規範形成主体ではなく、規範の受容度に着目している)。他方、規範の「分節性」とは、規範の遵守／非遵守をめぐる境界線の構成を意味している。ここで想定されているのは、規範の遵守／非遵守をめぐる二分法が、当該規範の対象象限を離れて拘束力を発揮するという事態である。アジア

／欧米という分節化は単に地理的境界の示唆に止まらない政治的「地域」の形成を含意している。かかる規範の役割は、西谷真規子が対人地雷禁止条約の形成過程におけるトランスナショナル市民社会の動態に注視し概念化した劇場型政治或いは評判政治といった類型から定義するのが分かり易いのではないだろうか。¹⁹⁾ 西谷は対人地雷禁止条約の形成過程におけるトランスナショナル市民社会の動態に注視し、その中で劇場型政治の特質として①二元論的敵対関係、勢力布置の明示、②自己の正統性の誇示、③単純明快な論理、④規範共鳴的フレイミング、⑤闘争的パフォーマンス、レトリック、シンボル、イメージの重視と多用、の五点を挙げている。この議論は、権力政治に対しての評判政治という認識論へと接続される。かかる評判政治的な側面は、主権規範と人権規範をめぐる議論にも認められ得るものである。

ここで言い得ることは、規範の「分節性」は、規範の「拘束性」／「弾力性」に強い偏差を与える、ということである。言い換えれば、特定の規範が何を拘束しているのかという範囲が当事者の解釈によって弾力的に含意を拡大させるという事態は、価値中立的に起こり得るものではなく、規範の遵守／非遵守といった単純明快な二項対立型図式に規定される側面が極めて強い、ということである。

このことは地域主義の政治言説が時として「劇画化」されたかたちで表象される、ということと無関係ではない。地域主義の劇画化とは、反植民地主義・アジア的価値・反グローバル化など地域主義が明示的な二項対立で表象される事態を含意している。周知のように、アジア地域主義やアジア的価値論の所論には、「西洋が勝者、アジアが敗者」であった時代―しかも、それが最も露骨なかたちで表れている時代―を歴史の記憶として反復することによって自己の正統性を誇示し、それによって西洋（勝者）／アジア（敗者）というオリエンタリズムの論理を単純に転倒させるといった戦略が広く採用されている。しかも、この戦略は非政治領域（経済や社会領域）にまで浸透し、アジア／西洋を強引に分節化する論理として機能する（端的な例としてはグローバル化を帝国主義と結び付ける言説や、アジア通貨危機時におけるIMF陰謀論など）。したがって、主権や人権―及びその関連規範であるところの内政不干涉、領土保全、又はデモクラシー、法の支配、人権、市民社会など―をそれ自体として考察することはやや不適当であり、かかる規範はアジア／ヨーロッパといった地域主義形成の広い文脈の中で考察される必要がある。

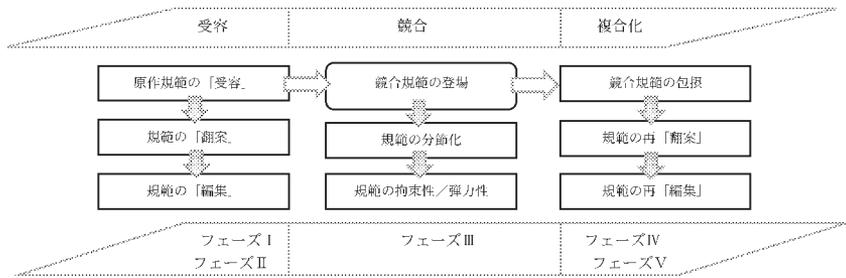
これに加えて、アジア地域主義の規範形成においては、法的拘束力を有する「条約型規範形成」は極めて稀であり、その殆どが非条約型規範形成（宣言外交等²⁰）による。このことは、規範の定義には常に一定の「解釈の幅」が留保されることを含意しており、解釈の幅があるからこそ弾力性が生まれということになる。蓋し、解釈の幅があるため、自己正統化／正当化をはかるための分節化・劇面化がおこるといわけである。

自己正当化のための分節化という意味では石田淳の研究が示唆的であろう。同研究は、ある秩序変動が他の秩序変動を生み出すメカニズムを、国内秩序と国際秩序の「共振」という枠組みで理論化している。⁽²¹⁾この議論は専らナショナリズムと民族対立的な構図を絞り、国際秩序形成が国内秩序形成に与える影響、且つ国際秩序の形成を国内の秩序要因からアプローチするという二本立ての構成である。政治空間を如何に分節化するのが、分節化された単位の安定性を決定する――つまり政治的な境界線の引き方、それに伴う境界の配置が秩序の安定性を左右する――以上は、そうした境界線の「引かれ方」にも注意する必要がある。つまり政治空間の分節化は単に力関係や利害関係から為されるわけではない。実際には、そうした分節化を正当化する規範や言説を調達してこなければならぬ。かくして、「政治空間はどのように分節化されているのか」という問いに加えて、「かかる分節化は如何なる規範によって正当化されるのか」という問いが付加される。つまり、ある政策を正当化する規範の翻案過程や編集過程が照射されなければならない、ということを示唆している。

第三節 規範形成のダイナミズム

以上を踏まえ、本稿では政治空間の分節化を促す規範構造のメカニズムを受容・競合・複合化というプロセスで捉えている。これを図示したものが左図である。

これはまず規範の受容・競合・複合化という過程を受け、それぞれのプロセスにおいてどのような経路で規範が定着化するかを概念的に示したものである。まず規範の「受容」過程においては、原作規範の受容・その翻案・編集というプロセスが順次進行する。次に「競合」の過程では、競合規範の登場を受けて、新旧規範の遵守／非遵守という規範



の「分節化」が起る。このプロセスは右述のように、単純明快な二項対立図式を基盤に、規範の拘束性と弾力性が再定義される。更に規範の「複合化」過程では、競合規範を包摂したかたちで規範の再構築が行なわれる。ここでは、被包摂規範を含んだかたちで、規範の再翻案と再編集が為される。

右述のように、かかる問題意識から、本稿では東アジアにおける主権と人権にかかわる規範形成を五つのフェーズに分けて分析しているが、これを受容・競合・複合化の過程に即して概観するならば概ね次のような形成過程が見受けられる。まずフェーズⅠとⅡは規範の「受容」過程にあたり、主権規範の受容・翻案・編集が行なわれる。次に規範の「競合」過程にあたるのがフェーズⅢであるが、ここでは人権規範の隆盛を受けて、アジア的価値論争に見られたような規範の分節化とそれに伴う拘束性・弾力性の再定義が行なわれる。最後に規範の「複合化」過程を示しているものが、フェーズⅣとⅤであり、人権規範を包摂したかたちで、主権規範の再翻案と再編集が行なわれている。

第二章 主権規範と人権規範の形成過程

前章では本稿における理論枠組みと方法論を検討した。本章ではそれを踏まえ、フェーズⅠからⅤまでの主権規範と人権規範の形成・変容・定着の過程を考察する。本章の考察においては、その性質上、ASEANなどの地域機構における制度言説が中心となっているが、いずれの考察においてもそれが規範の受容・競合・複合化という観点で如何なる意義を有しているのかを主たる検討対象としている。

第一節 フェーズ——規範の受容／翻案（一九五〇年—六〇年代）

第二次大戦後、長らく欧米列強の植民地支配を甘受してきたアジア諸国は悲願であった独立を獲得した。その際に、植民地と宗主国との関係、とりわけ知的植民地主義とどう向き合うのか、という点が大きな問題領域を構成したことは驚くにあたらない。アジア・アフリカの多くの国々にとって、冷戦下で展開された政治言説の多くはかつての植民地主義的言説の焼き直しの感が強かった。ソ連ないし社会主義諸勢力を「悪の帝国 (evil empire)」とした上で東／西、自由主義／共産主義、文明社会／未開社会、善／悪などの勧善懲悪の二項対立を再生産する⁽²³⁾という論法は、自己の支配を正当化するという意味において植民地主義時代の言説と大きな違いはなかった。

所謂「非同盟外交 (non-aligned diplomacy)」には、こうした冷戦言説の洪水から地域を防衛するという意図が介在⁽²⁴⁾していた。非同盟外交は、冷戦構造の世界的拡大に対して、アジア・アフリカを冷戦に巻き込ませることへの警戒感が強く作用していた。したがって、非同盟諸国にとっては自由主義／社会主義といった冷戦型言説よりも「国際的平和民主陣営／帝国主義侵略陣営」という対置のほうがより現実味を帯びていた⁽²⁵⁾。かかる非同盟外交ないし反植民地主義のひとつの画期がアジア・アフリカ会議（一九五五年四月バンドン）⁽²⁶⁾であるが、同会議は、アジアにおいて内政不干渉規範を定着化させる端緒となったと考えられる。バンドン会議にはアジア・アフリカから二九ヶ国が参加した。参加国の大半がナショナリズムの高揚と植民地主義への対抗心について一致した認識を持ち、脱植民地化が同会議の主要な争点であった⁽²⁷⁾。

インドネシアのスカルノは「これは人類史における有色人種の最初の大陸間会議である」として有色人種の紐帯を強調し、その上で旧宗主国における植民地主義——とりわけ今日、知的植民地主義と呼ばれ得るもの——に対して警鐘を鳴らしている。なぜならば、「植民地主義は死に絶えたわけではない。（中略）植民地主義は国内の小規模な外国人コミュニティを通じて経済的支配・文化的支配・物理的支配などの近代的装飾を纏っているのである」。その上でアジア・アフリカの独立を、「アジア・アフリカは新しいアジア、新しいアフリカとして生まれ変わったのだ」と強調している⁽²⁸⁾。

また中国の周恩来は、「圧倒的多数のアジア・アフリカ諸国は植民地主義の苦難に苦しめられてきたし、今も苦しん

でいる」と西洋列強による植民地主義を痛烈に非難している。⁽²⁹⁾ またインドのネルーは、欧米帝国主義が軍事力のみならず、経済・文明・文化の面でも強大な力を保持しているとした上で、「強大な力が時としてまったく誤った価値と誤った基準をもたらす」と強調した。⁽³⁰⁾

更に共同声明においても同様の論調が窺われる。とりわけ注目をひくのが植民地主義を未だ現存するものとして捉えている点である。一方で植民地主義が国民文化を抑圧する点を強調し「アジア・アフリカに現存する植民地主義は、それが如何なる形であれ、文化交流を妨げるだけでなく国民文化を抑圧するものである」⁽³¹⁾、他方でかかる植民地主義は即座に排除されなければならないと述べている。「植民地主義はそのすべてにおいて悪であり、早急に取り除かれるべきものである」⁽³²⁾。

最後にネルーは、閉会演説で植民地主義を痛烈に非難しつつも、アジア・アフリカとヨーロッパの協調の必要を説いている。すなわち、

ヨーロッパは過去において抗争に満ち、災いに満ち、嫌悪に満ちていた。彼らの抗争は続き、戦争は続き、我々は彼らの戦争に巻き込まれた。なぜなら我々は彼らの戦車の車輪に括りつけられていたのだ：ヨーロッパとアジア・アフリカは互いに相互依存の関係にある。孤立を考えることは妥当ではない。我々はこの世界で理想に向かつて、共に生き共に協力し合わなければならぬ。⁽³³⁾

また帰国後、周恩来は共同声明の成果を繰り返し強調している。すなわち、バンドン会議は攻撃的な軍事同盟としての政争の具ではなく、むしろそうした侵略的な諸力に抗うものであると論じている⁽³⁴⁾。ここで言うところの「攻撃的な軍事同盟」・「侵略的な諸力」とは社会主義陣営に対する NATO、SEATO 等の安全保障ブロックを指している。

すなわち、バンドン会議の成果とは、同会議がアジア・アフリカの連帯のシンボルであったという側面にある。⁽³⁵⁾ 但し、理念の結集がやや現実政治の動向によって歪曲された側面も看過されてはならない。バンドン会議は、他方でサブサハ

ラ・アフリカ諸国の召集に失敗し、中国・インド・インドネシアといったアジア諸国のみが指導力を発揮する場となつてしまったことは否めない。つまり参加国にとつての外交手段としての意味合いが強く、中国やインドなどの権力政治の場となつてしまつた傾向が窺われる。³⁶⁾

しかしながら、バンドン会議が後続のASEANにとつて意味を持つたのは同会議が植民地主義を完全否定した上で、アジア・アフリカの連帯を掲げていたからである。換言すれば、「内政不干渉」・「民族自決」・「発展の権利」などをASEAN諸国が規範資源として活用し得たのは、バンドン会議における反植民地主義言説をアジア・アフリカの総意であるかの如く再構成することが可能であつたからである。

これを規範の受容という側面から捉えるならば、既に先行している冷戦言説―自由主義と社会主義による政治空間の分節化―に対して「非同盟諸国」という規範は、冷戦言説をかつての植民地主義のイデオロギーと等価に捉えることによつて定立されており、かかる反植民地主義的な言説から後の主権規範が形成される。ここで注目されるのは、主権規範が民族自決や反植民地主義の文脈で読み込まれていることである。すなわち、一方で植民地主義から解放された新興独立国が国家主権という新たな規範を受容し、他方でかかる主権規範を反植民地主義ないしは反帝国主義の側面から翻案し、それがバンドン会議において一定の求心力を発揮しているのである。こうした主権規範の翻案は、続くASEAN結成によつて編集―すなわち制度化・定着化―されていく。

第二節 フェーズII―規範の受容／編集（一九七〇年―八〇年代）

その後一九六七年にASEANが創設される。ASEANはそれに先立つて結成され、そして失敗した東南アジア連合（ASA）とマフィリンド（MAPHILINDO）の反省を踏まえてインドネシア・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピンを原加盟国としてバンコクで結成された。前節バンドン会議は、少なくとも初期ASEANにとつてその政治的正統性を調達する「創設の神話」として機能していた。但し、設立当時の加盟国関係は決して良好ではなかつた。いずれの加盟国も、マレー人／タイ人／華人という民族配置に加えて小数のエスニック・グループがひしめき合う多民

族国家で構成され、且つ加盟国間の領有権抗争が絶えなかつたためである。このことは、当初東南アジア五ヶ国で構成されていたASEANにとっては、同質性を担保できるような政治的紐帯が求められていた、ということの意味している。したがって、バンドン会議はASEANにとって格好の規範資源を提供していた⁽³⁷⁾。バンドン会議という規範的正統性を持ち出すことによって対外的にはアジア・アフリカの非同盟諸国を代表しているかのような表象を行ない、域内に対してはまさにその事実によって根深い対立を抱える加盟国同士をASEANという政治的紐帯によって統合することが含意されていた。

ASEAN結成時のバンコク宣言⁽³⁸⁾では、(一)外部勢力の干渉から東南アジアの安全を守ること、(二)外国の基地はすべて一時的なものであること、(三)域内諸国における正義と法の支配、(四)相互援助と相互協力、(五)すべての東南アジア諸国に参加の門戸を開放することが盛り込まれており、地域の一体性が総じて強調されている。

その後、第一回ASEAN特別外相会議において「東南アジア中立地帯宣言 (ZOPFAN: Zone of Peace, Freedom and Neutrality)」が採択され、同時にクアラルンプール宣言(一九七一年一月)も採択された⁽³⁹⁾。クアラルンプール宣言は、加盟国による域内の平和協力を謳った宣言であるが、ここで注目されるのが、主権の尊重・領土保全・武力の不行使・紛争の平和的解決・平等と民族自決・内政不干渉などのバンドン会議の精神を引きながら、「外部権力からの干渉の排除」を謳っているという点である。すなわち「すべての国家は、大小にかかわらず、内政問題に関し、その自由、独立、統一を妨げる外部からの干渉なしに国家として存続する権利」として承認されているものは、所謂ウェストフアリア体制における主権の平等と内政不干渉原則である。ここにおいて主権というヨーロッパ出自の規範が民族自決と外部権力(すなわち植民地主義)からの干渉の排除という文脈で読み込まれ、ASEANの基本原則として確立されているのである。

バンコク宣言もクアラルンプール宣言も後述の東南アジア友好条約とは異なり、直接的にバンドン宣言について言及しているわけではない。しかし、両者共に「外部権力からの不干渉」原則が打ち立てられ、その上で相互内政不干渉が定義されている。この内政不干渉規範は後にASEANの制度実践の中に強く埋め込まれていく。ASEAN組織の中

核は、ASEAN外相会議（AMM）・ASEAN経済閣僚会議（AEM）・ASEAN拡大外相会議（PMC）などであり、すべての会議は全会一致で意思決定が為されている。この方式は会議や意思決定による拘束が少なく全加盟国の参加を確保し易いという利点があり、且つ潜在加盟国が参加し易く、加熱した政治対立を冷却するのにも適している。言うまでもなくこうしたASEAN会議外交は内政不干渉規範を反映させたものである⁴⁹。ASEANにおいて内政不干渉規範が「不磨の大典」化するのには、その制度運用の論理による。内政不干渉規範の下に全会一致型会議外交が施行されている以上、内政不干渉規範の相対化は―または単なる柔軟化でさえも―、その論理的帰結として全会一致方式そのものへの見直し（最悪の場合には当事国の合意なき政策決定）を含意してしまう。そうであるが故に大国支配に敏感なASEAN加盟国にとって内政不干渉規範は降ろすことのできない十字架として加盟国の意思決定を拘束することになる。

また一九七六年二月には第一回公式首脳会議（インドネシア、バリ島）において東南アジア友好協力条約（TAC Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia）とASEAN協和宣言（ASEAN Concord）⁴⁹が採択される。TACは前文において、一九五五年バンドン会議の「平和十原則」、一九六七年のバンコク宣言、一九七一年のクアラルンプール宣言の精神と原則を確認した上で域内相互協力を謳っている。同条約はASEANの基本条約として、特に第二条で（a）全ての国家の独立、主権、平等、領土保全及び国家的同一性の相互尊重、（b）全ての国家が外部から干渉、転覆又は強制されずに存在する権利、（c）相互内政不干渉、（d）平和的手段による不和又は紛争の解決、（e）力による威圧又は力の使用の放棄、（f）締約国間の効果的協力などを改めて承認している。また第一六条では当事国の合意がない場合には「周旋、仲介、審査又は調停」といった手段は適用されないとする原則が強調されている。他方、ASEAN協和宣言では政治・経済・社会・文化・安全保障の各分野における域内協力が主唱されているが、特に目標の第八で「民族自決、主権平等及び内政不干渉の原則」が強調され、加盟国間が強靱なASEAN建設にむけて努力する旨が述べられている。

この時期に、ASEAN型主権論の雛形がほぼ形成される。すなわち、国家主権を「民族自決」と「植民地主義によ

る干渉の排除」という半ば獨特の文脈で読み込んだ上で、加盟国相互における相互内政不干渉の確立が提起されている。かかる内政不干渉原則は後統の会議・会合において繰り返し確認されている。⁽⁴²⁾ なおTACは一九八七年の議定書改定で東南アジア以外の国にも門戸が開かれるが内政不干渉規範は揺ぎ無い原則として再確認されている。さらには一九九六年の第一回ASEM（アジア・欧州会合）の議長声明でも内政不干渉規範が改めて強調されている。⁽⁴³⁾ ある意味で内政不干渉規範の強調は、単に干渉を排除したいという実質的な欲求に止まらず、旧宗主国と対等のパートナーになりたいというASEAN側の願望を示すものでもある。⁽⁴⁴⁾

こうした一九七〇年代におけるASEANの制度実践は、事実上バンドン会議の精神を引き継ぎ、ASEANの制度規範として主権規範を「編集」するという役割を担っていた。言い換えれば、民族自決や反植民地主義という側面から「翻案」された主権規範が、ASEANの制度規範の中で内政不干渉規範として「編集」され、その原則が後統のASEANの制度実践に対して極めて強い磁場を提供していたのである。かかるASEANの制度言説は、一九九〇年代以降の人権言説の台頭によって挑戦に曝されるが、そこで規範の競合化が惹起されるのが所謂アジア的価値論争である。

第三節 フェーズIII―規範の競合／分節化（一九九〇年代）

前述のように、フェーズIIIにおいては主権概念／人権概念という対立軸がより鮮明に顕在化するが、その背景にはグローバル化の負の側面を如何に受け止めるのかという意識が内在している。一九九〇年代に台頭したアジア的価値の特徴（とされる論点群）としては概ね、（一）東アジアには共有の文化的価値が存在する（集団主義、共同体主義、社会的協調、勤勉さ、政治的・社会的権威への尊敬、家族・親族の紐帯）、（二）「アジアの奇跡」はアジア的価値によってもたらされた（勤勉さと協調性など）、（三）西洋化なき近代化―アジアの近代化は西洋化なしに成し遂げられた、（四）西洋の没落と東洋の台頭、（五）西洋的諸価値への批判（過度の個人主義、能力主義に伴う社会的不平等と不正義）といったものが挙げられる。

また、「歴史上、最も大規模且つ構造的に行なわれた人権侵害は、西洋の植民地主義である」という言説に如実に表れ

ているように、アジア的価値論争は一方で主権概念／人権概念を対置し、後者を強調すること―すなわち人権の政治化―が欧米の知的植民地主義を再強化するという意識と、他方がかつての帝国主義／植民地主義とグローバル化の継続性を焦点化することによって後者の暴力性を声高に非難するという論理が内在していた。

こうした意識は、一九九三年四月に国際人権会議アジア地域会合で採択されたバンコク宣言に明示的に表れている。ここで注意を要することは、確かにバンコク宣言は欧米の奉じる普遍的人権概念に真っ向から挑戦するものではあったが、同宣言においては「アジア的価値」という概念は無論使用されていないし、右述の所謂アジア的価値の特質とされている論点は殆ど参照されていない―ただ人権概念において地域の特殊性が考慮されなければならない、と述べられているに過ぎない―ということである。

バンコク宣言ではまず前文において、国連憲章・世界人権宣言の尊重が謳われ、主権尊重・領土保全・内政不干涉等の諸規範が再確認されている。また、経済的・社会的・文化的・市民的・政治的諸権利はそれぞれ相互依存の関係にあり、発展・デモクラシー・人権・社会正義等の相互関係は不可分であり均衡を要す、と強調されている。

なお第四条において「人権」を開発援助の条件としないことが明示され、且つ第七条においては、「人権」言説を政治的に利用すること (the application of double standards in the implementation of human rights and its politicization) が明確に拒絶されている。このことは普遍的価値としての人権概念は受容するが、その具体的実施においては地域の特殊性を考慮しなければならないという意識の表れである。第八条はこの点を、「人権はそれ自体として普遍性を持つが、国家・地域の特殊性、歴史的・文化的・宗教的背景を考慮しなければならない」と記している。

また、植民地支配・外国支配の拒絶のための自己決定 (Self-Determination) の再確認 (第一二条)、自己決定の原則は、領土保全、主権の尊重、国家の独立を制限するものではない (第一三条)、発展する権利 (right to development) の再確認 (第一七条) など植民地主義や知的植民地主義を意識した言説が目立っている。

また、この直後のASEAN外相会議でも、人権は相互に関連し合い、不可分の市民的・政治的・経済的・社会的・文化的諸権利によって構成される、これらの諸権利は等しく重要である旨が強調され、とりわけ人権の促進は、政治化

(politicized) されてはならないと示唆されている。⁽⁴⁷⁾

かかる政治言説を規範の形成過程として捉えるならば、人権言説の隆盛を受けて、主権と人権の関係を如何に再定義するかという規範の「競合性」が問題の争点を構成していた、ということになる。一方で、人権規範の普遍性を承認し、他方で人権規範の政治化を知的植民地主義として論難するという戦略には、その背景としてアジア／欧米という政治空間の分節化を行なった上で、「遵守され得る」人権規範と「遵守され得ない」人権規範とが対置されているのである。その上で、これが人権規範の「拘束性」と「弾力性」を示唆している。なるほど人権という普遍的概念はアジア各国を拘束する。しかし、かかる拘束は知的植民地主義の一環として「政治化」されてはならないという公準がバンドン会議においては繰り返し定義されている。他方で「発展の権利」など人権の概念を弾力的に捉え、アジアの地域的特殊性が総じて強調されている。このことは言い換えれば、あくまでも人権概念は主権概念との関係において定義されなければならない、主権を超越した人権概念は看過し得ないという意識が如実に現れている——言うまでも無く、これを支えているのが反植民地主義言説に代表される単純明快なアジアと欧米の対立図式である。

第四節 フェーズⅣ—規範の複合化／翻案（一九九〇年代後半—二〇〇〇年代前半）

右述のように一九九〇年代前半においてアジア的価値論争に象徴される人権論争が華々しく開花したわけであるが、他方で一九九〇年代後半、とりわけASEAN地域フォーラム（ARF）とASEANにおける内部改革において内政不干渉規範の見直しが提起される。両者の事例はASEANにおける主権規範と人権規範との複合化の事象を捉える上で示唆的である。なぜならばARFにおいては、一九九〇年代における主権規範が改めて確認され、同時に九〇年代後半のASEANにおいてはかかる主権規範の建設的な修正が含意されているからである。

ARFは一九九四年に設立された。当初の目的は、アジア地域の政治的緊張を緩和・管理することであり、関係諸国（とりわけ中国や当時ASEAN未加盟であったインドシナの旧社会主義陣営—カンボジア・ビルマ（当時）・ラオス・ベトナム）を信頼醸成メカニズムの中に包摂していくという狙いが濃厚であった。⁽⁴⁸⁾特にタイはこれらの旧社会主義国と

すべて国境を接しており、こうした意識が強かった。ASEAN拡大はこうした要因も相俟って、シンガポール、マレーシア、タイといった原加盟国によって積極的に推し進められた。

ARFは一九九五年に「コンセプト・ペーパー」⁽⁴⁹⁾を発表している。もともと同文書は単に議長声明の添付文書に過ぎなかったが、事実上ARFにおける方向性を示す合意文書として扱われるようになる。⁽⁵⁰⁾同文書ではARFにおいてASEANが枢要な役割を担う旨が謳われ、ARFは同地域の「平和と安全保障についての異なったアプローチを認識・承認し、安全保障分野におけるコンセンサス型アプローチを形成すべきである」と述べている。⁽⁵¹⁾また信頼醸成措置についてはASEANの経験や過去の事例―ZOPFANや東南アジア非核地帯(SEANWFZ)―を参照しながら、制度的な信頼醸成のメカニズムではなく、むしろ協議と合意に基づくASEAN型アプローチの有効性を説いている。⁽⁵²⁾とりわけこのコンセンサス方式への言及は強調されており、ARFにおける意思決定は、「決定は慎重かつ詳細な協議の後にコンセンサスをもって」行なわれ、「如何なる投票採決も行わない」と明記されている。更にARFはこの方式のメリットを「緩やかな進展を望む国には早すぎず、性急な進展を望む国には遅すぎない」決定プロセスと定義している。⁽⁵³⁾

後に一九九九年のシンガポール会合では、ARFの機能を信頼醸成から予防外交へと発展させる作業部会の設立が合意された。また二〇〇一年のハノイ会合では「予防外交の概念と原則」ペーパー⁽⁵⁴⁾が発表される。同文書はARFにおける予防外交の概念は、広範な目標のために設定されたガイドラインに過ぎないと規定した上で、予防外交の法的・制度的強制力を明確に否認している。すなわち予防外交は外交に過ぎず、法的制裁や制度的介入は想定され得ないというわけである。このことを国家主権及び内政不干涉規範との関係で捉えるならば、一方で予防外交の拘束性を否認し、且つ加盟国間の合意を強調し、他方では予防外交を当事者の了解を要する政治外交活動であると捉えることによって内政干渉の禁止や主権の尊重を再確認しているのである。言い換えれば、予防外交の適用範囲を政治外交領域(安全保障ではない)に留めることによって、予防外交そのものの範囲が無限に拡大する可能性を抑制するものである。こうした特長は、予防外交の基本原則群にかなり強く反映されている。⁽⁵⁵⁾

同時に一九九〇年代後半にはASEAN内部において内政不干涉規範の見直しが提起される。まず、一九九七年マレー

シアが（主にミャンマーとカンボジアを対象として）人権問題等の対処に「建設的介入（constructive intervention）」を提案した。翌一九九八年には七月のASEAN外相会議でタイから「柔軟な関与（flexible engagement approach）」が提起されている。⁽⁵⁶⁾これは介入（intervention）という語を関与（engagement）へトーンダウンしたものであったが、外相会議での反発は大きく、更に「強化された相互作用（enhanced interaction）」へと修正される⁽⁵⁷⁾。これを受けて、二〇〇〇年の外相会議では折衷案としてASEANトロイカ（The ASEAN Troika）が採用された。これはASEANの前・現・次期議長国が構成する地域の危機管理や安全保障に対処する組織であるが、基本的には内政問題への介入は想定されていない。⁽⁵⁸⁾

これを規範の複合化という観点で捉えるならば、ARFにおいては主権規範が改めて再確認され、ASEAN本体では人権規範の隆盛を受けて主権規範の見直しが提起されている。すなわち、原則としては従来の内政不干涉規範を堅持しつつも、萌芽的にはあるが人権言説を受容・包摂させるかたちで内政不干涉規範の「翻案」が進行しているのである。二〇〇〇年代以降、かかる人権規範の包摂が本格化していく。

第五節 フェーズV―規範の複合化／編集（二〇〇〇年代―）

二〇〇〇年代以降、長きに渡りASEANの制度言説を支配していた内政不干涉規範の建設的見直しが相次いで提起されるようになる。その要因としては概ね、次の三点が考えられる。

第一に、アジア通貨危機以来、自国の政策が他国に影響を及ぼすことが認知され、少なくとも経済政策については他国の政策を監視し合う緩やかな「内政干渉」規範が形成されつつある。第二に、ミャンマーやカンボジア、東チモールの事例が示しているように、深刻な人権・民主化問題について世界からの批判が集中するにつれて、「内政不干涉」を主張し続けることが困難になっていくことが挙げられる。第三に（中国を除けば）ほぼ全てのARF加盟国が一国の内政問題に介入することに柔軟な姿勢を見せており、人権問題や核実験などの問題については内政不干涉原則に対する規範的拘束力は低下している。⁽⁵⁹⁾

またこのことと前後してミャンマーと北朝鮮の問題がASEANおよび東アジアにおける内政不干涉規範に少なくない影響を与えている。一方で、ミャンマーの軍事政権による組織的人権侵害に対しては一九九〇年代後半から、アメリカやEUからの厳しい批判に晒されるようになる。ミャンマーは一九九七年にASEAN加盟を果たすが、このミャンマー加盟問題でEUとの間に軋轢が生じ、EU・ASEAN閣僚会議はミャンマーの人権問題が原因で一九九七年から二〇〇〇年まで開かれなかった(結局ASEANは国内問題を理由に加盟を拒むことはできないとして、ミャンマーの加盟を認めている)。但し、こうした傾向は近年ますます困難を極めている。ミャンマーの人権侵害については加盟国レベルではマレーシアとフィリピンがかなり批判的な立場をとっている。二〇〇六年にはミャンマーがASEAN議長国を務める予定だったが、ASEAN内外から批判の声が相次ぎミャンマーは議長国就任を辞退している。さらに二〇〇四年にASEAN加盟国の国会議員が「ASEAN議員連盟ミャンマー委員会 (ASEAN Inter-Parliamentary Myanmar Caucus, AIPMC)⁶⁰」を結成し、ミャンマーの民主化にむけて広範な抗議行動を展開している。AIPMCはインドネシア・マレーシア・シンガポール・タイ・フィリピン・カンボジアに支部を持ち、特に二〇〇六年以降、活動が活発化している。

他方、北朝鮮は二〇〇〇年以降ARFに加わり、実務レベルでの信頼醸成措置のプロセスに参加している。二〇〇七年の第二回東アジアサミットとASEAN+3サミットそれぞれの議長声明で、朝鮮半島の非核化と人道問題についての勧告を行なっている⁶¹。但し、こうした傾向は内政不干涉規範に対しての壁が低くなったことを示す事例ではあるが、先行きは未知数である。ASEANは二〇〇五年のクアラルンプール宣言で「ASEAN憲章 (the ASEAN Charter)」の作成を決定したが、その骨子には依然として主権の尊重と独立が明記されている。なお、二〇〇七年に採択されたASEAN憲章においても、この傾向が堅持されている。

また、武田康裕がミャンマーの事例において指摘しているようにASEANの内政不干涉規範の緩和という方針には次の三つの論理が内在している⁶²。第一は、経済協力・経済発展が人権尊重や民主化に親和的な政治文化を醸成するという「近代化」の論理である―この論理は原則的に内政不干涉を掲げながら、段階的な関与・状況の改善を促すASEA

Nの立場を反映している。第二は、相互交流によって人権規範や民主主義の原則が伝播するという「社会化」の論理である。第三は、ASEAN加盟といった価値や利益を提供することで、望ましい行動や政策を引き出させるという「報奨」の論理である。

これらの論理は、ASEANのやや両義的な主権規範と人権規範の捉え方を説得的に説明するものではあるが、ASEANの状況を踏まえるならば、問題の核心は寧ろ人道的規範の全面的或いは段階的受容ではなく、域内／域外のロジックの使い分けであろう。対外的には依然としてアジア地域の特殊性を盾に法的・規範的・制度的レジームを拒絶し、露骨な内政干渉や「人道的」介入を回避するというスタンスを堅持している。他方、対内的には人権問題・核実験問題・国際犯罪・国際テロ等の問題に対処するために内政干渉に対して柔軟な姿勢を採りつつ、地域という枠組みで問題に取り組む体制が徐々に構築されている。例えば国際テロについては二〇〇二年のASEANサミットで地域単位で共同で取り組んでいく旨が宣言され、国際犯罪についても二〇〇五年にASEANとしての取り組みが共同採択されている⁽⁶⁵⁾。もともと国際テロの取り組みについてはテロリズムを宗教やエスニシティと結びつける思考様式は明確に拒絶している⁽⁶⁶⁾。

二〇〇〇年代以降のASEANの制度規範の変容を規範の形成過程との関連で捉えるならば、一方で人権規範を包括させたかたちでの主権規範の再「翻案」が提起され、これがASEAN憲章などにおいて再「編集」されている。他方、かかる主権規範の再構成は域内と域外の論理の使い分けによって担保されている。すなわち、人権規範と主権規範の包摂は地域内の論理としては強力に作用し、従来の内政不干渉規範は大幅に見直されている。しかし、このことは人権規範の無限定の受容を意味するものではない。内政不干渉規範は確かに抜本的な修正を迫られているが、それはあくまで地域主義を前提としたアジア域内に限定した状況であり、ここでアジア域外—とりわけ欧米—からの柔軟な干渉はまったく想定されてはいない。人権規範を包摂した主権規範の確立は二〇〇〇年代の大きな変化ではあったが、そこではアジア域内とアジア域外の論理は依然として乖離している。

終章 主権規範と人権規範―域内と域外の論理

本稿では前章までで検証したようにフェーズⅠからⅤまでの過程を照射し、主権規範と人権規範の受容・競合・複合化の形成を検討してきた。フェーズⅠからⅡは主権規範の受容期にあたり、バンドン会議において提起された民族自決や反植民地主義の言説が後の主権規範や内政不干渉規範の定立を強力に後押ししていた。またフェーズⅢでは主権規範と人権規範の「競合」過程が発生し、両者の対置が進む一方で、主権規範を原則とした上で、その枠組みの中で人権規範を受容する―但し、人権は「政治化」されてはならない―という公準が確立された。こうした公準が本格的に複合化・制度化されるのがフェーズⅣ・Ⅴである。一方で人権規範を包摂しつつ主権規範の修正・再定義が図られ、他方で欧米からの介入を排除するために域内／域外の論理の使い分けが行なわれる。

これに加えて示唆されることとしては、人権規範と主権規範の逆説的な関係についても見逃してはならないだろう。一方で人権規範は主権規範を強化している。人権規範はアジアにとっては欧米からの予防的関与に対して口実を与え得るため(少なくともそうした警戒感を募らせるため)、人権規範が強化されれば強化されるほど、その反動として主権規範もまた強化される。他方で、主権規範が強化されれば、その必然の帰結として(ミャンマーや北朝鮮のように)国内の人権侵害が国際問題化する事例が露出する。その場合にASEANのような地域機構においては人権規範／相互監視レジームを強化する必要がある。

すなわち、主権規範／人権規範を「強化」する条件が同時にそれを「脆弱化」させるという逆説が潜在している。人権規範が拡大すればするほど本来の含意を離れてその規範を政治的に利用することが可能となり(大国の道徳的介入など)、それに対して最低限の主権規範を設定するなどのガイドラインが提起される。しかしまさにこのことが深刻な論理的帰結を生む。ガイドラインとして「人権」を限定化することが、人権規範の趣旨から外れ、主権規範を盾に人権侵害を隠蔽するような「逸脱事例」を発生させる。また、主権の尊重から不干渉原則が確立されるが、グローバル化とトランスナショナル・イシュー(二国では対処困難な問題群)の拡大によって何らかのかたちで内政干渉せざるを得なくな

る状況―相互監視レジームの形成など―が派生する。したがって他国の主権を尊重すればするほど、それを脅かさざるを得なくなるというジレンマが生まれるわけである。

ここにある意味での、「地域統合の光と影」が見え隠れしている。ASEANの文脈で言えば、域外大国（特に欧米）からの内政干渉についてはその歴史的記憶から反発と警戒心が依然として強い。しかしその反面、従来のように主権規範、内政不干渉規範を正典化すれば、今度はミャンマーや北朝鮮のように深刻な人権侵害が発生した際にその対処に悩まされることになる。すなわち、域外に対しては内政不干渉規範を死守しながらも、域内に対しては主権の絶対性を徐々に掘り崩しながら相互監視レジームを構築する姿勢が求められる。結果として、主権を守るために主権を制限する、という政治的逆説が近年のASEAN及び東アジアの政治言説を支配しているのである。

冒頭において示したように、所謂規範理論的アプローチでは、こうした主権と人権の相互連関性や逆説性がともすれば見落とされがちである。本稿で考察したように、アジアの主権規範と人権規範の形成については、その形成過程を踏まえながら、慎重に規範の再構築を行なっていく必要がある。

注

- (一) 代表的なものを上掲 Amitav Acharya, *The Quest for Identity*, Oxford: Oxford U.P., 2000; id., *Constructing a Security Community in Southeast Asia*, London: Routledge, 2001; Barry Buzan and Ole Weaver, *Regions and Powers: The Structure of International Security*, Cambridge: Cambridge U.P., 2003; Philip Charrier, "ASEAN's inheritance: the regionalisation of Southeast Asia, 1941-61," *The Pacific Review*, 14-3, 2001; Jurgen Haacke, *ASEAN's Diplomatic and Security Culture: Origins, Development and Prospects*, London: Routledge, 2005; Karl Jackson and Hadi Soesastro (eds.) *ASEAN Security and Economic Development*, Berkeley: Univ. of California, Institute of East Asian Studies, 1984; Herman Kraft, "ASEAN and intra-ASEAN relations: weathering the storm?," *The Pacific Review*, 13-3, 2000; Michael Leiter, *ASEAN and the Security of Southeast Asia*, London: Routledge, 1989; Tobias Nitschalke, "Insights from ASEAN's Foreign Policy Cooperation: the 'ASEAN way', a Real Spirit or a Phantom?," *Contemporary Southeast Asia*, 22-1, 2000; id., "Does ASEAN measure up? Post-Cold War diplomacy and

- the idea of regional community.” *The Pacific Review*, 15-1, 2002; 岡部達味編『ASEANの二〇〇年』日本国際問題研究所、一九八七年、佐藤孝一『ASEANレジーム』勁草書房、二〇〇三年、須藤季夫『東南アジア—国際関係の構図・理論地域学をめざして』勁草書房、一九九六年、森本敏編『アジア太平洋の多国間安全保障』日本国際問題研究所、二〇〇三年、山影進『ASEAN—シンボルからシステムへ』東京大学出版、一九九一年、同著者『ASEANパワー』東京大学出版、一九九七年、同著者編『転換期のASEAN』日本国際問題研究所、二〇〇一年、同著者編『東アジア地域主義と日本外交』日本国際問題研究所、二〇〇三年、山本武彦編『地域主義の国際比較』早稲田大学出版部、二〇〇五年。
- (2) かかるまなざしを批判的に考察しているものとして與那覇潤『再近世化する世界?—東アジア史から見た国際社会論』大賀哲・杉田米行編『国際社会の意義と限界—理論・思想・歴史』国際書院、二〇〇八年、二五—二五五頁。
- (3) この危険性については Toru Oga, “Rediscovering Asianess: the role of institutional discourses in APEC, 1989-1997,” *International Relations of the Asia-Pacific*, 4-2, pp. 287-317. を参照。
- (4) 国際政治学において規範を対象とした研究は、国際社会や国際関係そのものを規範的に捉えようとする研究と、国際的な規範(主権・人権・法の遵守)の形成過程を分析する研究とに大別できるが、本稿では前者を「規範理論」、後者を「規範についての研究」と区別している。規範理論にあたるものとしては英国学派(English School)、及びそれに影響を受けた国際社会研究、「規範についての研究」に該当するものとしては社会構成主義(social constructivism)の問題意識を基礎とした国際規範形成の研究群がこれに含まれる。前者の代表的な先行研究としては Hedley Bull, *Anarchical Society: A Study of Order in World Politics*, London: Macmillan, 1977. (白杵英一訳『国際社会論—マナーキカル・ソサエティ』岩波書店、二〇〇〇年); Hidemi Suganami, *The domestic analogy and world order proposals*, Cambridge: Cambridge U.P., 1989. (白杵英一訳『国際社会論—国内類推と世界秩序構想』信山社、一九九四年); Barry Buzan, *From International to World Society?: English School Theory and the Social Structure of Globalisation*, Cambridge: Cambridge U.P., 2004; Andrew Linklater and Hidemi Suganami, *The English School of International Relations: A Contemporary Reassessment*, Cambridge: Cambridge U.P., 2006. 等が挙げられる。また、後者は属する研究としては、(その詳細は第一章の議論を重複するが) Richard Price, “Transnational Civil Society and Advocacy in World Politics,” *World Politics*, 55-4, 2003, pp. 579-606; Margaret Keck and Kathryn Sikkink, *Activists Beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Ithaca: Cornell U.P., 1988; Martha Finnemore and Kathryn Sikkink, “International Norm Dynamics and Political Change,” *International Organization*, 52-4, pp. 887-917; Frank Schimmelfennig, *The EU, NATO and the integration of Europe: rules and rhetoric*, Cambridge: Cambridge U.P., 2003. 等があげられるが、かかる研究群の特徴としては、トランスナ

シヨナル市民社会(TCS)が国際規範形成に果たす役割、TCSの国際規範形成による各国家の政策選好・国益の捉え方の変容、それに伴う秩序形成などが主たる研究主題となっている。また本稿との関連で言えば、欧米社会の対中人権対話を考察した唐亮の論考(『国際社会の対中人権関与の『重層化』とその役割』高原明生・田村慶子・佐藤幸人編『現代アジア研究へ』越境』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、三八七―四一三頁)もこの分類に属するであろう。このように本稿で規範理論と「規範についての研究」を対置した趣旨は、後述しているように前者を強調することで後者を等閑視するという研究態度が主権と人権の関係においては顕著な傾向にあり、それに対して規範の内在的妥当性よりも規範形成の文脈を問うことにある。

- (5) 井上達夫「リベラル・デモクラシーと『アジア的価値』」大沼保昭編『東亜の構想―二一世紀東アジアの規範秩序を求めて』筑摩書房、二〇〇〇年、二五―七頁。
- (6) 同様の趣旨に大沼保昭『人権、国家、文明―普遍主義的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房、一九九八年、四四頁。
- (7) 井上、前掲論文、二七頁。
- (8) 大沼保昭「文際的人権を求めて―東アジア規範秩序の形成と日本の役割」前掲『東亜の構想』二八三頁。
- (9) この点については大賀哲「国際社会と地域統合―拡がる人道的規範と揺らぐ内政不干涉規範」(『国際社会の意義と限界』前掲、とくに九八頁参照)の問題意識に多くを負っている。
- (10) この点についてはサイドの「移動する理論(traveling theory)」から着想を得る。Edward Said, *The World, the Text, and the Critic*, Cambridge: Harvard U.P., 1983. (山形和美訳『世界・テキスト・批評家』法政大学出版局、一九九五年)
- (11) Mary Kaldor, *New and Old Wars*, Oxford: Polity Press, 1999, p.119. (山本武彦・渡部正樹訳『新戦争論』岩波書店、二〇〇三年、一九七頁)。
- (12) 大沼、前掲書『人権、国家、文明』、八三頁。
- (13) この対置については、小野紀明『政治理論の現在―思想史と理論のあいだ』世界思想社、二〇〇五年から着想を得ている。
- (14) Martha Finnemore, *National Interests in International Society*, Ithaca: Cornell U.P., 1996, p.22.
- (15) 経験論的調査可能性とは、社会を貫く意識や価値は実証的に検証することはできないが、その結果として現れた具体的な活動や運動は調査可能であるという方法論上の認識を示している。中河伸俊「構築主義とエンピリカル・リサーチャビリティ」『社会学評論』第五五巻第三号、二〇〇四年、二四四―五九頁を参照。ここでは、こうした視座を言説分析に応用し、規範概念そのものは調査不可能であるが、その結果として形成された具体的な言説は調査可能であり、言説分析を通じてかかる規範言説を生み出している規範概念の成立条件にアプローチすることを企図している。

- (16) 規範の「原作」・「翻案」・「編集」については栗栖薫子「人間安全保障『規範』の形成とグローバル・ガヴァナンス」『国際政治』第一四三号、二〇〇五年、七九―八〇頁。
- (17) 大沼保昭、前掲書『人権、国家、文明』一八七頁、強調原文。
- (18) 栗栖、前掲論文、八〇頁。
- (19) 西谷真規子「グローバル規範形成のトランスナショナル―国際政治」前掲書『国際社会の意義と限界』、四五頁参照。
- (20) 宣言外交と規範の関係については中村耕一郎『国際「合意」論序説―法的拘束力を有しない国際「合意」について』東信堂、二〇〇二年参照。
- (21) 石田淳「国内秩序と国際秩序の《二重の再編》」『国際法外交雑誌』第一〇五巻第四号、二〇〇七年。
- (22) 同上論文、五五〇頁。
- (23) William Pietz, “The ‘post-colonialism’ of Cold War Discourse,” *Social Text* 19/20, 1988.
- (24) 岡倉古志郎『バンドン会議と五〇年代のアジア』大東文化東洋研究所、一九八六年、宮城大蔵『バンドン会議と日本のアジア復帰』草思社、二〇〇一年。
- (25) 宮城、同上書、二五―三二頁。
- (26) バンドン会議のモンゴリアンコトバは Angadipuram Appadorai, *The Bandung Conference*, New Delhi: The Indian Council of World Affairs, 1955; George Kahin, *The Asian-African Conference*, New York: Cornell U.P., 1956; Richard Wright, *The Color Curtain: A report on the Bandung Conference*, New York: Banner Books, 1956.
- (27) Kahin, op.cit., pp. 4, 11; 宮城、前掲書、一一、一五―一六、三五頁。
- (28) Soekarno, “Speech by President Soekarno at the Opening the Asian-African conference,” Bandung, April 18 1955, original emphasis.
- (29) Chou En-lai, “Supplementary Speech by Premier Chou En-lai at the Asian-African conference,” Bandung, April 19, 1955.
- (30) Jawaharlal Nehru, “Speech by Prime Minister Nehru before the Political Committee of the Asia-African Conference,” Bandung, April 22, 1955.
- (31) The Asian-African Conference, *Final Communiqué of the Asian-African Conference*, Bandung, April 24, 1955, B-2.
- (32) Ibid, D-1(a).
- (33) Jawaharlal Nehru, “The Closing Speech by Prime Minister Nehru at the Asian-African Conference,” Bandung, April 24,

- 1955.
- (37) Chou En-lai, "Premier Chou En-lai's Report on the Asian-African Conference to the Standing Committee of the National People's Congress," Beijing, May 13, 1955.
- (38) Robert Mortimer, *Third World Coalition in International Politics*, New York: Praeger, 1980, p.6.
- (39) David Kinche, *Afro-Asian Movements: ideology and foreign policy of the Third World*, Jerusalem: Israel U.P., 1979, p.73, 岡倉 前掲書。
- (40) 言うまでもなくこの構図は「人権対主権」という形で再生産される。こうした対抗言説の構築が可能なのは「言い換えれば、内政不干渉規範が人権や人道に対する防波堤になり得るの」は「アジア・アフリカ諸国において人権を欧米列強の政治的イデオロギーとして捉える思考様式が根強だからである。大沼 前掲書」一七頁参照。
- (41) *Bangkok Declaration*, Bangkok, 8 August 1967. また松本三郎「第二『一〇年期』における日本とASEAN」岡部編『ASEAN 40(一〇年)』を参照。
- (42) Zone of Peace, Freedom and Neutrality Declaration, Malaysia, 27 November 1971.
- (43) Acharya, *The Quest for Identity*, op.cit., p.128. 佐藤 前掲書 第二章参照。
- (44) Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, Indonesia, 24 February 1976, Declaration of ASEAN Concord, Indonesia, 24 February 1976.
- (45) 例えは Joint Communiqué, The Second ASEAN Heads of Government Meeting, Kuala Lumpur, 4-5 August 1977; Joint Statement, The Special ASEAN Foreign Ministers Meeting On The Current Political Development In The Southeast Asia Region, Bangkok, 12 January 1979; Joint Statement, The ASEAN Foreign Ministers on the Indochina Refugee Problem, Kuala Lumpur, 16 August 1979.
- (46) Protocol Amending the Treaty of Amity and Cooperation in Southeast Asia, Philippines, 15 December 1987.
- (47) Chairman's Statement of the Asia-Europa Meeting, 2 March 1996.
- (48) 佐藤 前掲書 一九三頁。
- (49) C. Muzaffar, *Human Rights and the New World Order*, Penang: Just World Trust, 1993.
- (50) 人権の政治化への警戒感と言う意味では、既に一九九一年の中国の人権白書がこの点を指摘している。以下を参照、石井明「不干渉原則と中国」前掲『東亜の構想』七六一―八頁。

- (48) Michael Leiter, *The ASEAN Regional Forum*, Oxford U.P., 1996, p.55, Buzan and Wæver, op.cit., p.159.
- (49) “The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper,” Brunei Darussalam, 1 August 1995.
- (50) 同じページの位置をたどるとは “Chairman’s Statement, the Second Meeting of the ASEAN Regional Forum,” Brunei Darussalam, 1 August 1995,を参照。
- (51) “The ASEAN Regional Forum: A Concept Paper”, pars. 3, 5.
- (52) Ibid. par. 8.
- (53) Ibid. pars., 20, 21.
- (54) “ASEAN Regional Forum (ARF) Concept and Principles of Preventive Diplomacy,” Hanoi, 27 July 2000.
- (55) ARFにおける予防外交と地域主義の関係については大賀哲「安全保障とアイデンティティ—ASEAN地域フォーラム(ARF)における予防外交の展開とアジア地域主義」杉田米行編『アジア太平洋地域における平和構築—その歴史と現状分析』大学教育出版、二〇〇七年を参照。
- (56) Opening Statement by His Excellency Dr. Surin Pitsuwan Minister of Foreign Affairs of Thailand at the 31st ASEAN Ministerial Meeting, Manila, Philippines, 24 July 1998.
- (57) 佐藤‘前掲書’二一四—二一五頁。
- (58) The ASEAN Troika, Terms of Reference Adopted at the 33rd AMM, Bangkok, 24-25 July 2000.
- (59) 菊池努「アジア太平洋の地域制度と安全保障」森本敏『アジア太平洋の多国間安全保障』日本国際問題研究所、二〇〇三年、一一一頁、坪内淳「アジア太平洋における予防外交の有効性」可能性「展望」吉川元『予防外交』三嶺書房、二〇〇〇年、二七九—二八〇頁、山影進「ASEANの基本理念の動揺」『転換期のASEAN』、一一八—一三七頁。
- (60) AIPMCのごくくはウェブサート参照。http://www.aseanmp.org/index.php
- (61) “Chairman’s Statement of the Second East Asia Summit,” Cebu, Philippines, 15 January 2007. また近年 ASEANにおける朝鮮問題を取り上げた例として “Statement by the chairman of the 37th ASEAN Standing Committee (ASC) On The Six-way negotiation on Korean Peninsula,” Jakarta, 27 August 2003.
- (62) Kuala Lumpur Declaration on the Establishment of the ASEAN Charter, Kuala Lumpur, 12 December 2005.
- (63) 武田康裕「ニッパンマーをめぐる人権・民主化政策—制裁と関与の有効性」武田康裕・丸川知雄・巖善平編『現代アジア研究—政策』慶應義塾大学出版会、二〇〇八年、一四一—一五頁。

(64) “Declaration on Terrorism,” The 8th ASEAN Summit, Phnom Penh, 3 November 2002.

(65) “Joint Communiqué of the Fifth ASEAN Ministerial Meeting on Transnational Crime (AMMTC),” Ha Noi, 29 November 2005.

〔付記〕本稿は二〇〇八年一二月に神戸大学で行なわれた研究会「国際規範の競合と複合化についての比較研究」（科学研究費補助金基盤B／研究代表者 西谷真規子）における研究報告を加筆・修正したものである。